

特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行令（平成二十四年政令第百七十四号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（特定損害保険契約の保険金額の下限）</p> <p>第一条 特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法（以下「法」という。）第二条第十号イの政令で定める金額は、<u>十一億二千万円</u>とする。</p> <p>（担保上限金額の算定の基礎となる金額）</p> <p>第二条 法第二条第十一号ロの政令で定める金額は、<u>九千一百一億千四百一十一万八千円</u>とする。</p>	<p>（特定損害保険契約の保険金額の下限）</p> <p>第一条 特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法（以下「法」という。）第二条第十号イの政令で定める金額は、<u>十一億円</u>とする。</p> <p>（担保上限金額の算定の基礎となる金額）</p> <p>第二条 法第二条第十一号ロの政令で定める金額は、<u>八千八百六億二千二百二十万四千円</u>とする。</p>